

令和3年度第1回兵庫県医療的ケア運営協議会 議事録（要約版）

日時：令和3年7月6日（火）

場所：兵庫県民会館10階「福」

医療的ケア実施体制について

- 緊急時対応は、看護師1人では判断が難しく、教職員が情報共有していないとすぐに動けないのではないかと。病院では看護師が複数で動き、医師が判断する。緊急時は、複数の者が判断に参加するという体制が必要である。

医療的ケア児支援法について

- 人工呼吸器の必要な子どもの家族が学校内で待機を強いられるような状態があれば課題となる。通学支援も、専用車両を用意している都道府県もあるが、スクールバス内での緊急時対応についても大きな問題になってくる。

災害時の対応について

- 学校での災害時に保護者が迎えにくるまで、子どもたちが過ごせるよう体制を整えておかないといけない。家庭における災害時においても個人がどこに避難するのか、学校での待機の可否も含め、確認する必要がある。
- 特に人工呼吸器等をつけている方は、近くの避難所で電源の確保ができる対応が必要になる。避難所から移動する際にも要避難支援者の登録がされていないことで方法や移動先が決まっていない場合がある。学校も保護者や自治体と連携し、個別の避難計画等を作成し、地域への登録が必要である。
- 県内全て一律に災害時の対応等を考えていくのは難しい。最低限度の個別性に応じた緊急時対応について、連絡相談窓口や避難場所、搬送先との連携など、シミュレーションを含めたトレーニングをしておくことが大切であり、個別の対応と判断、その個々の経験を積み上げていくことである。

個別対応の必要性について

- 本校では、母親が離れる段階を検討し、人工呼吸器を必要とする重篤な場合に、別室待機をしながら段階的に離れて帰宅できるようにし、状況により保護者を呼ぶようなシステムにした。法律の趣旨に合わせて行うことは難しいが、医療的ケアを必要とし、通常校で学ぶには、主治医を始め、福祉や教育委員会等と協議し、どのように教育を保障するかを考えなければならない。
- 保護者の待機時間を減らすことは、一つ一つの積み重ねが必要であり、一律に保護者と離すわけにはいかない。段階を踏んでいくことが大切である。
- 学校内での対応も地域の状況によっても条件が異なり、一人一人の個別性が必要である。災害時等も含めて一人一人に対して考えらえる対応を考え、積み重ねて個別計画を作成していくべきである。教育、医療、福祉、保護者と連携し、一つ一つ積み上げていくことが重要である。